

平成 28 年度

第 2 回五軒市民センター運営審議会

◇日時 平成 29 年 3 月 1 日（水） 13:30 から

◇場所 五軒市民センター 1 階 101 会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

（1）平成 28 年度五軒市民センター事業報告について

（2）平成 29 年度五軒市民センター事業計画（案）について

（3）その他

4 閉 会

水戸市五軒市民センター運営審議会委員名簿

(順不同)

		氏 名	団体等名及び役職名
1	会 長	金 成 滋	ふあいぶたうんコミュニティ 会長
2	副会長	高野 健治	ふあいぶたうんコミュニティ スポーツレクリエーション部会員
3	委 員	川 又 哲男	ふあいぶたうんコミュニティ スポーツレクリエーション部会長
4	委 員	橘 川 幸子	五軒地区女性会役員
5	委 員	北 澤 安芸	元PTA役員 ふあいぶたうんコミュニティ 生活環境部会員
6	委 員	木 村 明弘	水戸市立五軒小学校校長

◇任期 平成28年4月1日～平成30年3月31日

(1) 平成28年度 五軒市民センター事業報告

☆クラブ

講座名	講師	対象	会員数	内容	開催日	回数	開講日
茶道	藤田 宗邦	一般成人	9	茶道の初歩から	第1・3 火	22	5月10日
たのしいヨガ	谷中 碧	一般成人	14	心身を穏やかに健康づくり	第1・3 火	20	5月17日
やさしい囲碁	日高 勇	一般成人	22	初歩から上級まで一緒に学ぶ	第1・2・3 火	33	5月3日
写真	橋本 實	一般成人	15	基礎を学ぶ	第3 水	11	5月18日
ベシクダンス	鳥羽 桂子	一般成人	15	フットワークを基本から学ぼう	第1・3 水	21	5月18日
MIXビクス	榎田 かほり	一般成人	11	音楽に合わせて動き心肺機能を高めよう	第1・3 木	21	5月19日
楽しいカラオケA	上杉 京子	一般成人	16	楽しく唄おう	第1・3 木	20	5月19日
実践ボールペン字	高荷 秀麗	一般成人	11	美しい実用的なペン字に楽しむ	第2・4 木	20	5月12日
楽しいカラオケB	上杉 京子	一般成人	11	楽しく唄おう	第2・4 木	18	5月12日
楽しい絵手紙	友部 久美子	一般成人	10	絵手紙の基礎から応用まで	第1・3 金	20	5月6日
絵手紙	平戸 昌子	一般成人	5	創作絵手紙の楽しさを学ぶ	第1・3 金	19	5月6日
ヘルスストレッチ	ム ツ コ	一般成人	5	健康のためのストレッチ	第2・4 金	21	5月13日
How To カラオケ	上杉 京子	一般成人	16	楽しく唄おう	第2・4 金	22	5月13日
五軒歩こう会	平戸 國晃	一般成人	48	健康な歩き方・水戸を知ろう	第4 日	11	5月22日

☆家庭教育関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師	参加人数
五軒ふれあい学級	五軒幼稚園児と保護者・高齢者	4	6月3日	開講式・さつまいも苗植え	柳瀬 幸男	63
			7月5日	じゃがいも掘り	柳瀬 幸男	57
			10月11日	さつまいも掘り	柳瀬 幸男	61
			3月7日	閉講式・じゃがいも苗植え	柳瀬 幸男	
わくわく学級	五軒幼稚園児と保護者	1	10月17日	親子で3B体操	小高 順子	30
家庭教育学級	五軒小新入学児保護者	1	1月31日	家庭教育講演会	矢口 みどり	48

☆青少年関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師	参加人数
水戸郷土かるた五軒地区大会	地区小学生	1	1月14日	水戸郷土かるた地区大会		100

☆世代間交流関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師	参加人数
五軒地区三世代ふれあいスポーツ大会	地区住民	1	6月5日	三世代交流ベタンク	地区スポレク部会	42
五軒地区ふれあいウォーク	地区住民	1	10月16日	千波公園までの歩く会とイベント交流会	地区スポレク部会	61

☆女性教養関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師	参加人数
五軒地区女性教養講座	成人女性	5	7月26日	開講式 「いつまでも若々しく さっそうと生きる生活術」	ヘルスサポート21 古谷 信義	32
			9月6日	体験移動学習 (東京方面)		31
			11月22日	ポーセリンアート教室	大澤 喜代子	22
			1月17日	美容教室	ちふれ化粧品	27
			2月10日	閉講式・移動学習 (千葉県成田市)		32

☆高齢者関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師	参加人数
五軒いきいき大学	地区高齢者	4	7月20日	開講式・交通安全教室	茨城県警察	37
			9月21日	腸と免疫	水戸ヤクルト販売株式会社	39
			10月19日	デコパージュ教室	高根沢 彰子 瀬谷 洋子	40
			11月18日	閉講式・移動学習 (東京都)		37

☆郷土史関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師	参加人数
郷土史講演会	一般成人	1	2月18日	徳川さん、パリへ行く	藤 和博	12

☆市民センターまつり関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師	参加人数
わいわい五軒文化祭	地区住民 及び一般	1	11月12・13日	作品展示・芸能発表		500

☆その他

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師	参加人数
五軒地区サマーナイト コンサート&ふれあいまつり	地区住民	1	7月23日	団体の音楽・芸能発表会・ 各種模擬店・催事出店	地区生涯学習部会	2000
五軒地区交通安全 &防災のつどい	地区住民	1	9月3日	交通安全・防災関係の体験・ 訓練	地区きまりを守る部会	500
市民運動会	地区住民	1	10月9日	運動会	地区スポレク部会	2100
五軒地区年末クリーン作戦	地区住民	1	12月17日	地区内道路一斉清掃	地区生活環境部会	146
流しびな作り	地区住民	1	2月4日	流しびな 500 艘を作成	五軒女性会役員	41
五軒香梅ひな流し	地区住民 及び一般	1	3月4日	家内安全・無病息災を願い 流しびな 500 艘を流す	地区生涯学習部会	

(2) 平成 29 年度 五軒市民センター事業計画 (案)

☆クラブ

講座名	講師	対象	内容	開催日	募集人数	開講日
茶道	藤田 宗邦	一般成人	茶道の初歩から	第 1・3 火	3	5 月 2 日
たのしいヨガ	谷 中 碧	一般成人	心身を穏やかに健康づくり	第 1・3 火	10	5 月 2 日
やさしい囲碁	日 高 勇	一般成人	初歩から上級まで一緒に学ぶ	第 1・2・3 火	5	5 月 2 日
写真	橋 本 實	一般成人	基礎を学ぶ	第 3 水	8	5 月 17 日
ベシシックダンス	鳥羽 桂子	一般成人	フットワークを基本から学ぼう	第 1・3 水	20	5 月 17 日
MIXビクス	榎田 かほり	一般成人	音楽に合わせて動き心肺機能を高めよう	第 1・3 木	10	5 月 18 日
楽しいカラオケ A	上杉 京子	一般成人	楽しく唄おう	第 1・3 木	5	5 月 18 日
実践ボールペン字	高荷 秀麗	一般成人	美しい実用的なペン字に楽しむ	第 2・4 木	10	5 月 11 日
楽しいカラオケ B	上杉 京子	一般成人	楽しく唄おう	第 2・4 木	5	5 月 11 日
楽しい絵手紙	友部 久美子	一般成人	絵手紙の基礎から応用まで	第 1・3 金	5	5 月 19 日
絵手紙	平戸 昌子	一般成人	創作絵手紙の楽しさを学ぶ	第 1・3 金	3	5 月 19 日
ヘルスストレッチ	ム ツ コ	一般成人	健康のためのストレッチ	第 2・4 金	10	5 月 12 日
How To カラオケ	上杉 京子	一般成人	楽しく唄おう	第 2・4 金	5	5 月 26 日
五軒歩こう会	平戸 國晃	一般成人	健康な歩き方・水戸を知ろう	第 4 日	随時	5 月 28 日

☆家庭教育関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師
五軒ふれあい学級	五軒幼稚園児と保護者・高齢者	4	6月上旬	開講式・さつまいも苗植え	柳瀬 幸男
			6月下旬	じゃがいも掘り	柳瀬 幸男
			10月	さつまいも掘り	柳瀬 幸男
			3月	閉講式・じゃがいも苗植え	柳瀬 幸男
わくわく学級	五軒幼稚園児と保護者	2	10月	未定	未定
			12月	未定	未定
家庭教育学級	五軒小新入学児保護者	1	2月	家庭教育講演会	未定

☆青少年関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師
子ども教室	地区内小学生	1	未定	未定	未定
水戸郷土かるた五軒地区大会	地区小学生	1	1月	水戸郷土かるた地区大会	

☆世代間交流関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師
五軒地区三世代ふれあいスポーツ大会	地区住民	1	6月	三世代交流ペタンク	地区スポレク部会
五軒地区ふれあいウォーク	地区住民	1	10月	千波公園までの歩く会とイベント交流会	地区スポレク部会

☆女性教養関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師
五軒地区女性教養講座	成人女性	5	7月	開講式・未定	未定
			9月	体験移動学習	
			11月	未定	未定
			1月	未定	未定
			2月	閉講式・移動学習	

☆成人教養関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師
未定	地区住民	1	12月	未定	未定

☆高齢者関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師
五軒いきいき大学	地区高齢者	4	7月	開講式・未定	未定
			9月	未定	未定
			10月	未定	未定
			11月	閉講式・移動学習	

☆郷土史関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師
郷土史講演会	一般成人	1	2月	未定	未定

☆市民センターまつり関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師
わいわい五軒文化祭	地区住民 及び一般	1	11月	作品展示・芸能発表	

☆その他

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師
五軒地区サマーナイト コンサート&ふれあいまつり	地区住民	1	7月15日	団体の音楽・芸能発表会・ 各種模擬店・催事出店	地区生涯学習部会
五軒地区交通安全 &防災のつどい	地区住民	1	9月	交通安全・防災関係の体験・ 訓練	地区きまりを守る部会
市民運動会	地区住民	1	10月8日	運動会	地区スポレク部会
五軒地区年末クリーン作戦	地区住民	1	12月	地区内道路一斉清掃	地区生活環境部会
流しびな作り	地区住民	1	2月	流しびな 500 艘を作成	五軒女性会役員
五軒香梅ひな流し	地区住民 及び一般	1	3月3日	家内安全・無病息災を願い 流しびな 500 艘を流す	地区生涯学習部会

(3) その他

平成28年度市民センター使用状況報告書

平成29年1月末現在

室名区分		市民センター	社 教	市	県	その他	合 計
ホ ー ル	件数	73	4	30	1	40	148
	人員	1,216	476	2,647	34	2,922	7,295
和 室	件数	65	2	22	0	595	684
	人員	700	101	1,141	0	6,021	7,963
会 議 室	件数	127	63	254	5	2,698	3,147
	人員	1,981	914	5,389	99	32,025	40,408
調 理 室	件数	4	0	3	0	20	27
	人員	47	0	47	0	244	338
累 計	件数	269	69	309	6	3,353	4,006
	人員	3,944	1,491	9,224	133	41,212	56,004
館 外 主 催 事 業	件数	13					13
	人員	2,392					2,392
館 外 共 催 事 業	件数		23				23
	人員		3,264				3,264
累 計	件数	13	23				36
	人員	2,392	3,264				5,656
合 計	件数	282	92	309	6	3,353	4,042
	人員	6,336	4,755	9,224	133	41,212	61,660

利用人数累計

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	累 計
館 内	5,954	5,656	6,267	6,192	4,596	6,409	6,227	5,087	4,718	4,898			56,004
館 外	0	68	194	2,057	87	569	2,343	76	160	102			5,656
合 計	5,954	5,724	6,461	8,249	4,683	6,978	8,570	5,163	4,878	5,000			61,660

水戸市市民センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治体（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認められるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号いずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれのあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗教若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(管理譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号いずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害があっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用が終わったとき、又は前条に規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、現状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。